

広報あま 人権週間特集号



12月10日は「人権デー」

12月4日～10日「人権週間」です。

Human Rights 2019

みんなで築こう人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～



昨年度のあま市人権講演会「トークショー」(平成30年11月25日(日))

世界人権宣言（抜粋）

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

日本国憲法（抜粋）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第14条 すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（抜粋）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

あま市人権尊重のまちづくり条例（前文）

平成23年12月22日

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等です。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されている、日本国憲法の理念とするところです。

しかし、今なお、人種、信条、性別、社会的身分又は門地等に起因する人権侵害が存在し、社会情勢の変化等により、人権にかかわる新たな課題も生じ、それらの解決に向けた積極的な取組みが求められています。

私たち一人ひとは、自らの人権意識を高め、差別や偏見のない、明るく住みよい社会を築いていかななくてはなりません。

よって、私たちあま市民は、共に考え、支え合いながら、お互いの人権を尊重し、思いやりの心にあふれた、自由かつ平等で公正な社会の実現を目指し、不断の努力を重ねていくことを決意し、この条例を制定します。

実は知らないかも... 人権のこと

人権って？

人権とは、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、その尊厳と権利について平等である」と「世界人権宣言」にうたわれており、「日本国憲法」においても、基本的人権の享有と法の下に平等が保障されるなど、誰もが生まれながらに持っている権利と考えられています。

また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「人権とは、人間の尊厳に基づいて、各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人びとが個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」と述べられています。

歴史的に見ても、人権は国家権力の濫用から国民の権利を守るために形成され、具体的には憲法をはじめとする法として成文化されています。その意味で、憲法上の人権とは、国家権力に対して主張しうる権利であるといえます。そして、対国家的権利としての憲法上の人権を尊重する義務を負うのは、国家権力を行使する政府機関や公務員の側にあります。このようなことから公務員など権力を行使する立場にある者は高度な人権感覚が求められます。

また、近年では、マスメディアや大企業、その他の各種団体が個人の権利を侵害する事例や私人間相互において差別や虐待といった形で起こる人権侵害などが、深刻化しています。誰もが幸福に生きていく社会を実現するために、日常生活において人権が文化として普遍的に存在する社会の実現を図る必要があります。

人権週間とは

1948年12月10日の国連総会で「世界人権宣言」が採択され、国連はこれを記念して12月10日を「人権デー」としています。国内では、12月4日から人権デーまでの1週間を「人権週間」として、全国的な啓発活動が行われます。

一人ひとりがお互いの違いを認め、お互いの人権を守ることがたいせつです。すべての人の人権が尊重されるまちを私たちみんなで築いていきましょう。



差別を解消することを目的にした 3つの法律（人権3法）をご存知ですか？

2016（平成28）年に差別を解消することを目的に、3つの法律が施行されました。それぞれの法律とその目的をご紹介します。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法）」が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

不当な差別的扱いの禁止とは？

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

学校の受験、入学を断ることや受付の対応をしないなど、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障がいのない人には付けない条件を付けることなどが禁止されています。

また、正当な理由があると判断した場合は、その理由を説明し、納得を得られるよう努める必要があります。正当な理由としては、安全を確保するため、経済面の保全のため、行為の本来の目的や内容を維持するため、損害の発生を防止するため、などが挙げられます。

合理的配慮の提供とは？

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業所に対しては、対応に努めること）を求めています。

また、本人が意思の表明を行うことができず、家族などの支援者が意思の表明を行う場合や表明がなくても合理的配慮の提供が必要だと考えられる場合も、配慮を行うことが必要と言えます。



「できることから始めよう！」

- 道の段差を越えられずに困っている車いすに乗った人に出会ったら？
→声をかけて困っていることはないか聞いてみましょう。
- 視覚障がい者の人の誘導ブロック上に自転車が止めてあった。そこに止めても大丈夫？
→視覚障がいの方がその上を歩くことができなくなってしまいます。
社会のルールやモラルを守って行動しましょう。
- ^{ほくじょう}白杖を手にした視覚障がいの方が白杖をまっすぐにかかっています。
→白杖をかかげるポーズは「白杖SOSシグナル」といって、近くにいる人に助けを求めています。
「どうされましたか」などと声をかけてみましょう。



	障がい者のための国際シンボルマーク	障がい者が利用できる建物や駐車場、トイレであることをしめす世界共通のマーク
	身体障害者標識	身体に障がいのある人が運転する車であることをしめすマーク
	聴覚障害者標識	耳に障がいのある人が運転する車であることをしめすマーク
	盲人のための国際シンボルマーク	目に障がいのある人が使いやすい建物や信号などの施設を示す世界共通のマーク
	耳マーク	聞こえが不自由なことを示したり、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を示すマーク
	ほじょ犬マーク	障がいのある人の体の一部となって働く補助犬の受け入れを示すマーク スーパー、ホテル、飲食店などの施設の入り口で見かけます
	オストメイトマーク	人工こうもんや人工ぼうこうをつけた人が使いやすいトイレなどの施設があることを示すマーク
	ハート・プラスマーク	身体の中に障がいがある人を示すマーク このマークを付けている人を見かけたら席をゆずったり、トイレを先に使ってもらってください
	ヘルプマーク	外からはわからなくても、助けが必要な人のためのマーク このマークを付けている人を見かけたら席をゆずったり、困っているようなら声をかけてあげてください
	筆談マーク	筆談で対応する意思表示を表すマーク 聴覚障がい者にとって筆談で対応できることが一目でわかることで、安心して窓口や施設などを利用することができます

あま市では、手話通訳を設置しています。

【設置場所】

甚目寺庁舎社会福祉課 障害福祉係
TEL 052-444-3135 FAX 052-443-3555

【設置時間】

毎週火曜日 午前9時から正午、午後1時から午後4時まで
毎週木曜日 午前9時から正午



本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 解消に向けた取組の推進に関する法律

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本施策を定め、これを推進しようとするものです。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」）」が平成28年6月3日に公布・施行されました。

あなたは、「ヘイトスピーチ」について知っていますか？

平成29年10月に実施された「人権擁護に関する世論調査（内閣府）」における「あなたは、ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動等を知っていますか。」という設問に対して、「知らない」と回答した方は42.6%に上りました。

特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動は、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることになりかねません。違いを認め合い、互いの人権を尊重し合う社会をともに築くためにも、まずは「ヘイトスピーチ」について知っていただくことが大切です。



ヘイトスピーチって何なの？

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています（「人権擁護に関する世論調査」より）。

例えば

- (1)特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥^{はいせき}することをあおり立てるもの
- (2)特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えようとするもの
- (3)特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの

などは、それを見聞きした方々に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、決してあってはならないものです。

ヘイトスピーチ解消法について

ヘイトスピーチ解消法は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」は許されないものであると宣言しています。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」は、本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑^{ぶべつ}するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身者であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除^{せんとく}することを煽動する不当な差別的言動と定義されています。



外国語人権相談ダイヤル

名古屋法務局

0570-090911

平日 9:00~17:00(年末年始を除く)

英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、
ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語

部落差別の解消の推進に関する法律

部落差別解消推進法

平成28年12月に「**部落差別の解消の推進に関する法律**（いわゆる「**部落差別解消推進法**」）が施行されました。現在も部落差別が存在するとともに、情報化に伴ってインターネットへの差別的な書き込みなど部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、部落差別は決して許されないものであるとの確認のもとに、部落差別がない社会の実現を目指しています。

この法律では、国と地方公共団体の責務を明らかにしています。

国の責務

部落差別の解消に関する施策を講じる。

- 1 地方公共団体が必要な情報の提供・指導・助言を行う。
- 2 相談体制の充実を図る。
- 3 教育及び啓発を行う。



地方公共団体の責務

部落差別の解消に関し、国と適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を講じるよう努める。

- 1 相談体制の充実
部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実に努める。
- 2 教育及び啓発
部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める。

人権侵害に関する書き込みを見つけた場合は、連絡を！

インターネットの普及により、特定の個人・団体や不特定多数の人を誹謗中傷したり、差別を助長したりする有害な情報が掲載されるなど、人権に関わる問題が多数発生しています。いったん掲載された情報は、様々なところに流出してしまう可能性があります。

インターネットを利用するときは、画面の向こうには常に人がいることを意識して、個人のプライバシーを守り、お互いの個性や違いを認め合う情報モラルを身につけましょう。



同和問題（部落差別）を解決するためのこれまでの取組

1965（昭和40）年 「同和対策審議会答申」

同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。

1969（昭和44）年 「同和対策事業特別措置法」【時限法】

同和対策事業が目的。以後、法律の延長や名前の変更を行いながら、33年間にわたり対策事業が実施された。

1982（昭和57）年 「地域改善対策特別措置法（地対法）」【時限法】

1987（昭和62）年 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」【時限法】

1993（平成5）年 同和地区実態把握調査（総務庁地域改善対策室）

住環境面では一定の改善は進んだが、差別意識や差別事件については、十分な成果が得られていない。

1996（平成8）年 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本方向について」

（地域改善対策協議会意見具申）

同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組を人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。これまでの成果を土台とし、従来の取組の反省を踏まえ、未来に向けた新たな方向性を見極めるべき時に差しかかっている。

2000（平成12）年 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

2002（平成14）年 特別措置法の法期限切れ

3月 「人権教育・啓発に関する基本計画」策定

総合的な人権教育が進められるが、部落問題学習の取組が形骸化しているという批判もある。

2016（平成28）年 「部落差別の解消の推進に関する法律」【恒久法】

同和地区の有無に関わらず、部落差別を解消するための教育及び啓発の推進が重要であり、部落問題に対する知的理解と人権感覚を高める取組が求められている。

同和問題（部落差別）に関すること

名古屋法務局人権擁護部	052-952-8111
名古屋法務局津島支局	0567-26-2423
愛知県県民文化部人権推進課	052-954-6167
あま市企画財政部人権推進課	052-444-0398
あま市人権ふれあいセンター	052-444-5393

令和元年度 啓発活動強調事項

(1) 女性の人権を守ろう

家庭や職場における男女差別，性犯罪等の女性に対する暴力，配偶者・パートナーからの暴力，職場におけるセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティ・ハラスメント）などの人権問題が発生しています。女性と男性が相互の立場を尊重して協力し合えるよう，この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(2) 子どもの人権を守ろう

いじめや体罰に起因する自殺，児童虐待，児童買春や児童ポルノなどの性的搾取といった人権問題が発生しています。子どもが一人の人間として最大限に尊重されるよう，この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(3) 高齢者の人権を守ろう

高齢者に対する就職差別，介護施設等における身体的・心理的虐待，高齢者の家族等による無断の財産処分（経済的虐待）などの人権問題が発生しています。高齢者が生き生きと暮らせる社会にするため，この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう

障害のある人が職場において差別待遇を受けたり，車椅子での乗車，アパート・マンションへの入居及び店舗でのサービス等を拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け，障害の有無にかかわらず，誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」の推進によって，共生社会を実現するため，この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(5) 同和問題（部落差別）を解消しよう

同和問題（部落差別）については，結婚における差別，差別発言，差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。このような状況の中で，平成28年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。啓発によって新たな差別を生むことがないように留意しつつ，それが真に問題の解消に資するものとなるよう，内容や手法等に配慮し，この問題についての理解を深めていくことが必要です。

また，同和問題（部落差別）の解消を阻む大きな要因となっているものに，いわゆるえせ同和行為があり，このえせ同和行為を排除するための取組を行っていくことが必要です。

(6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

アイヌの人々に対する偏見や理解不足から，就職や結婚などにおける差別等の人権問題が依然として存在しています。先住民族であるアイヌの人々の歴史，文化，伝統及び現状に関する認識と理解を深めていくことが必要です。

(7) 外国人の人権を尊重しよう

外国人であることを理由とする不当な就職上の取扱い，アパートやマンションへの入居拒否などの人権問題が発生しています。また，特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして社会的な関心を集める中，平成28年6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け，また，今後，外国人材の受入れ拡大を受け，在留外国人の増加が見込まれる中で，外国人と接する機会はますます増加することが予想されます。共生社会を実現するため，文化等の多様性を認め，言語，宗教，生活習慣等の違いを正しく理解し，これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

(8) HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう

エイズ、ハンセン病等の感染症に対する知識や理解の不足から、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に対する正しい知識と理解を深めていくことが必要です。

(9) 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見によって、就職差別や住居の確保が困難であることなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い更生意欲と共に、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要であり、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(10) 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者とその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などによって名誉を傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの人権問題が発生しています。犯罪被害者とその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(11) インターネットを悪用した人権侵害をなくそう

インターネット上に、個人の名誉やプライバシーを侵害する書き込みがされたり、差別を助長する表現が掲載されたりすることがあり、特に近時は、ネットいじめや、いわゆるリベンジポルノと呼ばれる画像の流出・拡散が問題となっています。

スマートフォンや携帯電話の普及ともあいまって、インターネットの匿名性、情報発信の容易さを悪用した人権問題が、特に青少年を中心に発生しています。個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが必要です。

(12) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。

(13) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう

ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(14) 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう

同性愛や両性愛といった性的指向に関する偏見から、場合によっては職場を追われるなど、社会生活の様々な場面で人権問題が発生しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(15) 性自認を理由とする偏見や差別をなくそう

性自認に関する偏見から、からだの性とこころの性が一致していない人が、周囲の心ない好奇の目にさらされたり、職場などで不適切な取扱いを受けたりするなど、社会生活の様々な場面で人権問題が発生しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(16) 人身取引をなくそう

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であるとともに、基本的な人権を侵害する深刻な問題です。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(17) 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

福島第一原子力発電所事故の影響による避難生活の長期化に伴うトラブルや、被災地からの避難者に対するいじめなど、東日本大震災に起因する人権問題が発生しています。一人一人が震災の記憶を風化させることなく、正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。

子どもの人権 ～未来を担う子どもたちのために～

世界には、貧しさや飢えや戦争あるいは、虐待などで苦しんでいる子どもがたくさんいます。このような現実を目を向けた世界の国々は、平成元年（1989年）国連において、世界中の子どもたちがもっている権利を定めた「児童の権利に関する条約」（子ども権利条約）を採択しました。日本も国内における子どもの人権尊重への取組を強めることと、子どもの人権尊重について世界各国と協力していくために、平成6年（1994年）にこの条約を批准しました。

しかし、日本では虐待やいじめによる自殺、子どもの貧困問題など、子どもの人権は、近年深刻な状況にあります。子どもは、自ら助けを求めにくく、周囲の大人がいち早く気づいてあげることがとても重要になってきます。

「子どもの権利条約」が定めている権利

<p>1 生きる権利 妨げる病気などで命をうばわれないこと。病気やけがをしたら治療をうけられることなど</p>	<p>2 育つ権利 教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど</p>	<p>3 守られる権利 あらゆる種類の虐待や搾取※などから守られること。障がいのある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られること</p>	<p>4 参加する権利 自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど</p>
--	--	---	--

児童虐待とは

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、家の外にしめだすなど
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
ネグレクト	乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、他の人の子どもに暴力を振るうことなどを放置するなど
心理的虐待	言葉により脅かす、無視する、きょうだい間での差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV）など

平成30年度、本市に寄せられた児童虐待通報件数は54件。
身体的虐待13件、性的虐待0件、ネグレクト4件、心理的虐待37件



あま市では「あま市虐待等防止ネットワーク協議会」を設置しております。

- ◆あま市虐待等防止ネットワーク協議会
児童虐待（子育て支援課） TEL 052-444-3173
- ◆児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応
TEL 189



女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

男女共同参画社会を実現するために、鍵となるのが女性の活躍です。「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成28年4月施行）いわゆる「女性活躍推進法」が制定されていることから、国の政策も女性活躍を推進する動きが活発になっています。また本年5月には一部が改正されるなど、時代に合わせた内容に変化しています。

女性活躍推進法「見える化」サイト

女性の活躍を推進していくためには、各企業や地方公共団体の取り組みを「見える」ようにして、自主的な取組が他の企業などへ波及していくような仕組みが必要です。内閣府ではそれらの情報を整理してウェブ上に公表しています。



えるぼし認定

女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けた企業は、認定マーク（愛称：えるぼし）を商品などに付すことができます。



女性の人権に関すること

あま市子育て支援課	052-444-3173
愛知県女性相談センター	052-962-2527
愛知県女性センター海部駐在室	0567-24-2134

～アイヌ民族を知っていますか～

アイヌ民族は北海道を中心に暮らしてきた日本における先住民族です。狩猟、漁労等を生業として、アイヌ語を話すなど独自の文化を築いていました。しかし明治維新以降の「北海道開拓」によって独自の文化や風習を禁止されてしまいました。さらに明治政府は1899年に「北海道旧土人保護法」を制定し、土地の付与をはじめ、医療、教育などの保護政策を柱とする同法に基づき、同化政策*を推し進めました。この政策は約100年続き、アイヌ民族は長く人権侵害をされてきました。

1997年「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行され、「北海道旧土人保護法」は廃止されました。さらに今年4月には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案」が閣議決定されました。真の共生にむけて、国や地方自治体の取組が進められています。

*支配民族が少数民族固有の言語、文化、風習などを抑圧し、自分たちの生活様式、考え方と一体化しようとする政策

事前登録型本人通知制度をご利用ください！

不正取得は、私たちの人権にかかわる問題です。

この制度は、事前に登録した方に対して、その方の戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの証明書を本人の代理人や第三者に交付したとき、証明書を交付したという事実を通知する制度です。

戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの不正取得による個人の権利侵害の防止を図るために実施しています。



ぜひ
登録をい検討ください。

- **登録できる方**
本市に住民登録または戸籍がある方（過去にあった方）
- **登録に必要なもの**
運転免許証、個人番号カード、パスポートなど、本人確認できるもの1点
法定代理人の場合は、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本など）
法定代理人以外の代理人の場合は、併せてその資格を証明する書類（委任状と委任者の本人確認書類）
- **対象となる証明書**
住民票の写し（除票を含む）／戸籍の附票の写し（除附票を含む）
戸籍謄本または抄本（除籍・改製原戸籍を含む）
- **受付及び問い合わせ窓口**
市民課（碓目寺庁舎）〈TEL052-444-3167〉
または美和市民サービスセンター（本庁舎）・七宝市民サービスセンター（七宝公民館内）窓口まで

多様な性について考えよう！ ～性的指向と性自認～

L

レズビアン・・・女性の同性愛者
女性として女性を好きになる人

G

ゲイ・・・・・・・・男性の同性愛者
男性として男性を好きになる人

B

バイセクシャル・・・両性愛者
同性・異性どちらも好きになる人

T

トランスジェンダー・・・性別越境者
生まれたときに決められた性別にとらわれない
性別のあり方を持つ人（性同一性障害を含む）

※虹色は、多様性を表すLGBTのシンボルとして世界中で使用されています。

人には、自分がどのような性別なのかという「心の性」と生物学的な「身体の性」があります。この2つが一致していれば、違和感を覚えることはありません。しかし、「心の性」と「身体の性」が一致せず違和感を持つ人もいます。

また、好きになる対象も、同性だったり、男性・女性どちらも好きになる、もしくは恋愛感情をもたない人もいます。

性のあり方は人それぞれ違います。多様なのです。少数者の人権を尊重し、理解していくことが「誰もが自分らしく生きることのできる権利」を守ることにつながります。

ハンセン病強制隔離に抗した医師 小笠原 登

Q ハンセン病ってどんな病気？

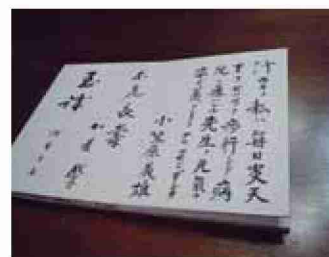
A ハンセン病は、らい菌による感染症で、おもに皮膚や抹消神経がおかされる病気です。熱さ、冷たさ、痛みなどの感覚が麻痺するため、やけどや傷ができては分からなかったりすることがあります。

しかし、菌自体の毒性は少なく、感染力もたいへん弱いので、ほとんど感染することはなく、たとえ感染しても自然に治り、発病はまれです。現在では、薬によって確実に治せます。

Q なぜ差別されたのか？

A ノルウェーの医師アルマウェル・ハンセンがらい菌を発見し、感染症であることが分かったハンセン病は感染力がとても強い病気、しかも遺伝する病気だと誤解され、感染することを恐れた人たちによって、ハンセン病の人たちや家族は、社会から疎外されるなどの差別をうけました。また、国の隔離政策により、療養所に強制隔離されたり、家が消毒されたりしたことが、より一層、誤解や偏見を招きました。

強制隔離政策時代の中、京都大学のハンセン病治療を担当していた小笠原登博士は、昭和16(1941)年の「日本らい学会総会」で、らいの発病は、感染よりも体質を重視すべきこと、らいは不治ではないという自分の信念、経験に基づき当時の強制隔離政策に毅然と反対しましたが、国策に反対する邪説として学会から葬り去られました。しかし、その後も日常の臨床経験に基づく科学的先見性とヒューマンイズム精神により、京都大学の特別外来であえて違う病名をつけて隔離せずに治療を行い続け、在宅治療を希望する患者本人は言うまでもなく、その家族等に大きな幸せをもたらしました。



あま市人権ふれあいセンターでは、旧基目寺町出身の医師でハンセン病患者に対して献身的な治療を行い、人間回復に生涯を捧げられた故小笠原登博士(名誉町民)の功績を称えて、遺品・遺稿の展示をしております。

『人権ふれあいセンター』をご利用ください

あま市の東部にある人権ふれあいセンターでは、一階に図書館や健康管理コーナー、展示スペースがあり、2階、3階では、ダンスや手芸、歌謡等の講座を開催しています。

展示スペースでは、ハンセン病強制隔離に抗した医師小笠原登先生の遺品・遺稿の展示を行っております。

また、人権に関するパンフレット等多数取り揃えております。是非ご来館ください。



健康体操教室より

会場のご案内



- <住所> あま市西今宿平割二32番地
- <開館時間> 午前9時から午後5時まで(日曜、祝日、年末年始は休館)
- <電話> 052-444-5393